

川口市障害者福祉手当支給条例の 一部改正（案）について

川口市 福祉部 障害福祉課

現在の事業概要

【目的】

在宅の障害者に福祉手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図るものです。

【内容】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方に手当を支給します。（支給月：2月・5月・8月・11月）

※施設等に入所されている方、市民税が課税されている方、特別障害者手当等の国から支給される手当を受給されている方は除きます。ただし、超重症心身障害児については、国から支給される障害児福祉手当との併給が可能です。

対象者	手当額
身体障害者手帳１級・２級の方	月額 5,000円
療育手帳 [Ⓐ] ・Ａの方	
精神障害者保健福祉手帳１級の方	
身体障害者手帳３級・療育手帳Ｂ・精神障害者保健福祉手帳２級のいずれかが重複している方	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第Ⅰに定める程度の障害の状態にある方	
療育手帳Ｂの方	月額 3,000円
精神障害者保健福祉手帳２級の方	

事業実績(令和5年度)

事業費(決算額)

給付額	464,704,000円
うち県補助額	113,965,000円

対象者数(令和7年2月支給時点)

身体障害者手帳1級・2級の方	4,217人
療育手帳①・Aの方	850人
精神障害者保健福祉手帳1級の方	321人
身体障害者手帳3級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかが重複している方	61人
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある方	1人
超重症心身障害児と認められる方	10人
療育手帳Bの方	871人
精神障害者保健福祉手帳2級の方	3,079人
合計	9,410人

見直しの概要

限られた財源の中で今後も安定的かつ継続的に制度を実施する観点から、年齢制限の導入を行います。

年齢制限対象者

65歳以上で初めて手帳を取得した方

(見直しの背景)

重度心身障害者医療費助成制度の考え方と同様に、**65歳以上の高齢者については、身体の障害に限らず、疾病や加齢に伴い医療や介護等を要する状態にある方が多くいること、また、これらの方は、介護保険制度等のサービス利用が可能であり、総合的に支援が可能であること等を踏まえたうえで、**本制度を限られた財源の中で今後も安定的かつ継続的に実施するために、65歳以上になってから初めて障害者手帳を取得した方を対象外とするものです。

見直しの概要

【対象者等】

年齢制限対象者 ⇒ 65歳以上になって初めて障害者手帳を取得した方

※経過措置として、施行前にすでに受給資格を有している方については、引き続き対象とします。

【対象者数等（令和8年度見込みによる参考数値）】

年齢制限対象者数 ⇒ 311人

年齢制限導入による支給減額 ⇒ 18,300,000円

見直しスケジュール(予定)

令和7年

5月26日～6月25日 パブリック・コメントの実施

8月 パブリック・コメントの結果公表

12月 市議会へ提案

令和8年

1月～3月 年齢制限導入に関する周知・広報

4月 年齢制限の導入